

ローマの遺言法と遺言実務

篠森 大輔

相続法を勉強していると、相続実務の力強さに圧倒される。その典型例は、公証実務が編み出したいわゆる『相続させる』旨の遺言に関する平成3年最高裁判決であろう。この判決の論点は、法定相続・遺言・遺留分の関係という基本問題から介護と相続という切迫した難問まで、多岐にわたりしかも根深い。かような状況は、民法の看板を掲げつつローマ法の勉強を続ける者にとって、二重の意味で興味深い。第一に、相続法理論が、クライアント（遺言者）の利益を最優先する相続実務に追随し、オルタナティブを提示できていないこと、第二に、相続実務が相続法理論に先行しこれを凌駕する中で、現実に法が生み出されていることである。いずれもローマ遺言法と比較するとおもしろい。ここでは後者を中心に述べたい。

『学説集纂Digesta』は遺言関連の多数の法文を収録する。各法文の理解はしばしば容易でない。そのひとつの理由は、ローマ人の常識に属する事項が法文内では直接には語られないことである。留学のテーマであったローマ遺言実務は、書かれざる常識の一例である。これは碑文学やパピルス学の助力を得て、当時の遺言証書を具体的に検討する中で少しずつ明らかにされている（例えば、遺言文例集の存在や多様な遺言実務家の働きが知られる）。極めて厳格な要式行為であるローマの遺言は、充実した遺言実務を前提としてはじめて存在可能となるのであろう。そして、例えば遺言処分に付された停止条件が、時

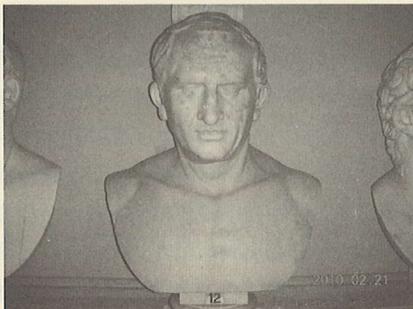
代が進むにつれてバージョンアップされてゆく過程をみるにつけ、遺言法が遺言実務と裁判例（法学者が判断に影響を与える）の相剋の中で形成されたことを痛感するのである。

滞在先のミュンヘン大学法学部レオポルド・ヴェンガー法制史研究所（古代法史・パピルス研究部門）は、教授陣の高い学識、充実した図書館、フレンドリーな雰囲気など、申し分のない環境であった。しかし、勉強不足のツケは直ちに語学面で現れた。パピルス学は国際的な共同研究の中で展開されたので、その成果は西ヨーロッパ主要言語で発表される。また、パピルス史料は、ギリシア語圏の証書慣行の故にギリシア語で書かれたものが多い。筆者にとっては、あらゆる面で気合いと根性の世界であった。特に、筆者のギリシア語はまさにアルファ・ベータのレベルであり、パピルスの前には無力であった。受入れのビュルグ教授は、ラテン語のパピルスだけでも相当得るものがあるとおっしゃるが、慰めであろう。研究所の諸氏は語学堪能である。彼らにとって西ヨーロッパ主要言語・ラテン語・ギリシア語は常識であり、ヘブライ語や楔形文字諸言語を読む者も多い。ここまで来るとドイツ語ひとつ満足にできないのはただの勉強不足である。実際ゼミに多くの辞書・文法書を持ち込んでいたのは筆者だけであった。

そのような中で、ビュルグ教授が2009/10年冬学期のゼミのテーマを「ローマにおける遺言証書」と定めて下さったことには感謝の言葉もない。ゼミを通じて、不十分ながらも碑文・パピルス史料を読む訓練を積むことができたほか、古典期後の遺言に関する報告の機会までもいただいた。報告内容は近く神奈川法学へ投稿したいと思う。

既に紙幅が尽きた。最後に、筆者の留学を援助して下さった各方面の関係者——とりわけ本学およびミュンヘン大学の同僚諸氏、そして現地で苦楽をともにしてくれた家族——に、この場を借りて感謝を申し上げる。

(法学部准教授)



バチカン美術館所蔵のキケロー胸像